

契約条項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(請求金額)

第2条 乙は、毎月末日に当該月中に納入したものについて、契約積算単価に数量を乗じた金額に消費税および地方消費税に相当する金額を加算して、翌月甲に請求するものとする。

2 前項の請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(検査)

第3条 乙は、甲に寝具・衣類およびリネン類（以下「寝具等」という。）を納入する場合、その都度甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、検査で不合格なものを認めた場合、速やかに乙に通知し、乙は速やかにこれを処理して再検査を受けなければならない。この場合の費用は、乙の負担とする。

(契約金の支払)

第4条 乙は、毎月末日において甲の検査を受け、当該月分の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに賃貸借料を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第5条 乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、甲は、未済部分に相当する金額につき遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収するものとする。

(業務遂行上の注意事項)

第6条 乙は、「福井県立すこやかシルバー病院に係る寝具・衣類およびリネン類の貸賃貸借業務仕様書」および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

2 乙は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い、寝具を適正に処理しなければならない。また、乙は衣類等の洗濯、補修および設備について、甲および関係官庁の指導・検査に応じるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項において、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務内容および再委託先が取り扱う情報を記載した別紙4「再委託承認申請書」を提出しなければならない。

3 乙は、甲に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

(管理)

第9条 甲は、この契約期間中、契約物件を善良な管理の下使用しなければならない。

(保証)

第10条 乙が労働争議、天変地異、その他の事情によって業務を遂行できなくなった場合には、一般社団法人日本病院寝具協会が定める別紙3「業務代行保証に関する細則」に基づき、その業務を代行し、甲の業務に支障のないよう措置するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき
- 二 この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき
- 三 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき
- 四 契約の履行につき、不正の行為をしたとき
- 五 契約の解除を申し出たとき
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき

(違約金等)

第12条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として年間予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約積算単価を乗じて得た金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（円未満の端数が生じた場合は切捨てる）の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

(感染防止1)

第13条 感染症の予防および感染症の患者に対する医療の法律（平成10年10月2日法律第114号）に規定する、感染症またはそのほか感染の危険がある病原体に汚染されているおそれのある衣類等（以下「汚染物」という。）は、甲が消毒を行ってから乙に引き渡すものとする。

2 甲は、放射性同位元素に汚染されているおそれがある衣類等（以下「放射性汚染物」という。）の洗濯等を乙に引き渡すことはできない。

(感染防止2)

第14条 甲は、前条の規定にかかわらず、汚染物を乙に引き渡すときは、この旨を表示した上で密閉した容器に収め、他に伝染しないように取り扱わなければならない。

(伝票等の用意)

第15条 寝具等の事務に必要な諸台帳および伝票等の諸用紙は、乙の負担とする。

(健康管理)

第16条 乙は、常に衣類等の洗濯、補修、運搬等に従事する者（以下「従業員」という。）の健康管理に努め、年に1回従事者の健康診断を行い、その結果を甲に通知するものとする。

(契約金額の変更)

第17条 この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に著しく変動が生じた場合は、甲乙協議の上、契約金額の変更を行うことができる。

(損害賠償)

第18条 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、賃貸借契約の実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他に漏洩してはならない。

2 前項の守秘義務については、賃貸借業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第20条 乙は、賃貸借契約の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

第21条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。

2 乙は、個人情報の取扱に関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第22条 乙は、賃貸借契約の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第24条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。